

随意契約の結果

平成19年10月1日～10月31日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
フラット35に係る新聞4紙への金融機関との共同広告	首都圏支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月9日	株式会社朝日広告社 東京都中央区銀座7-16-12	4,288,509円	会計規程第25条第1項 本業務は、金融機関との共同広告を新聞に掲載するに際し、金融機関が自行の営業エリア等を考慮した新聞を選択し、広告会社の選定も金融機関が新聞社と調整し選択することが必要であるため、契約相手方と随意契約を行ったものである。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。